

中小企業お役立ち情報

～ 大阪産業局から、中小企業の皆様に成長と発展に役立つ情報をお届けいたします ～

2023.
9月号
[No.47]

まもなく始まります! **インボイス制度**。(2023年10月1日開始)

登録申請期限 10月1日(日)から登録を受けるためには、いつまでに登録申請書を出す必要がある?

➔ 9月30日(土) までに 申請書を提出する必要があります。

e-Ta x	窓口提出	郵送
9月30日の23:59:59までの受付	9月29日(金)の閉庁時間(17:00)まで	9月30日の通信日付印のあるものまで

9月30日までに申請書を提出した場合は、制度開始日(2023(令和5)年10月1日までに登録通知が届かなかった場合でも、同日から登録を受けたものとみなされます。

免税事業者の登録申請手続き(経過措置)

制度開始日後であっても、免税事業者が2023(令和5)年10月1日から2029(令和11)年9月30日までの日の属する課税期間中に登録を受ける場合は、登録を申請する際に登録希望日(申請書提出日から15日以降の希望する日)を記載し、その日に登録を受けたものとみなされます。

10月1日までに登録番号の通知が届かない場合

売手の対応	① 事前にインボイスの交付が遅れる	② 通知を受けるまでは登録番号のない請求書等を交付し、通知後に改めてインボイスを交付し直す	③ 通知後に既に交付した請求書等との関連性を明らかにしたうえで、インボイスに不足する登録番号を書類やメール等で知らせる
①～③のいずれか	旨を先方に伝え、 <u>通知後にインボイスを交付する</u>		

買手の対応 売手から登録番号のないインボイスを受領したのち、登録番号のお知らせ等が届かないまま申告期限を迎えた場合は?

➔ 事前にインボイス発行事業者の登録を受ける旨の確認ができたときは、仕入税額控除可能です。
事後的に交付されたインボイスや登録番号のお知らせを保存することが必要です。保存できなかった場合、翌課税期間において仕入税額控除を調整することとして差支ありません。

仕入税額控除の特例(経過措置) 一定規模以下の事業者が行う少額取引について、帳簿の保存のみで仕入税額控除が可能(「少額特例」)

基準期間(個人事業者は前々年、法人は前々事業年度)の課税売上高が1億円以下又は特定期間(個人事業者は前年の1～6月の期間、法人は前事業年度の開始の日以後6月の期間)における課税売上高が5,000万円以下の事業者が2023(令和5)年10月1日から2029(令和11)年9月30日までの間に行う課税仕入れについて、税込み1万円未満のものについて、一定の事項を記載した帳簿のみを保存することでインボイスの保存がなくても仕入れ税額控除が可能

インボイスの交付対象時期 インボイスの交付義務が生じるのはいつの取引から?

➔ 10月1日(日)の取引から 以下の日が10月1日以降になる場合、交付義務が生じます。

モノの販売	出荷日、相手方の検収日など、引き渡しの日として合理的な日	サービスの提供	物の引渡しを要する場合は、目的物の全部を引き渡した日 物の引き渡しを要しない場合は、役務の全部を完了した日
-------	------------------------------	---------	--

インボイス制度特設サイト

インボイス制度のより詳しい情報や国税庁が行っているオンライン説明会の動画、申請手続きに関すること、Q & Aなどが掲載されています。



インボイスコールセンター

インボイス制度に関する一般的な質問を受け付けています。

☎ 0120-205-553 (9:00～17:00 土日祝を除く)

(個別の相談は所轄の税務署へお電話のうえ、面接日時等をご予約ください)

インボイス制度への対応関連の補助金

IT導入補助金(デジタル化基盤導入類型)

インボイス対応に活用可能! 安価な会計ソフトも対象となるよう、**補助下限額が撤廃**されました!



小規模事業者持続化補助金

免税事業者から適格請求書発行事業者に転換する事業者について、全ての枠で**補助上限額に50万円を上乗せ**
インボイス制度対応のための取引先の維持・拡大に向けた専門家(税理士、公認会計士、中小企業診断士等)への相談費用も補助対象です。



大阪府特別高圧電力契約者等支援金

国際的なエネルギー価格の上昇を背景とした電気料金の高騰が続く中、国においては、電気・ガス価格激変緩和対策事業を実施し、低圧契約の家庭や企業等、高圧契約の企業等について値引き支援が開始されています。この度、大阪府では、国の支援の対象外である特別高圧で受電する施設において高額な電気料金を負担している中小企業を支援するため、その料金の一部を支給します。

補助対象	1 から 3 全てに該当する者 1 中小企業者（個人事業者含む）である者（みなし大企業を除く） 2 原則、2023年4月1日時点で申請対象となる大阪府内の特別高圧で受電する施設において、以下のいずれかに該当する者 ① 小売電気事業者と契約している者（施設運営事業者） ② 施設内の区画を賃借し、又は分譲を受けて、自らの事業の用に供し、子メーターで計測された電力使用量に基づき、電気料金を負担している者（テナント事業者） ※ 施設の電力契約種別については、入居されている施設の管理者等にお問合せください。 3 2023年4月から9月までの期間において、いずれかの月の月間電力使用量が3万5千kWhを超える者	申請方法	Web申請 (大阪府行政オンラインシステム)
支給額	月間電力使用量が3万5千kWhを超える月が支給対象 2023年4月～8月 3.5円/kWh 消費税及び地方消費税相当額を除く 2023年9月 1.8円/kWh	申請期間	2段階の手続きが必要です。 申請者事前登録 2023年8月28日～9月29日（受付中！） 支援金申請 2023年10月2日～11月30日
お問合せ先	大阪府特別高圧電力契約者等支援金コールセンター ☎ 06-7777-2740 （9:00～17:30 土日祝日及び年末年始を除く）	要件等の詳細は、大阪府ウェブサイトに掲載の募集要項をご確認ください。	

大阪ものづくり受発注商談会（対面式）

受注企業募集中！ 申込締切 9月30日(土)

日時：2023年11月22日(水) 11:00～16:00 場所：マイドームおおさか

全国から36社のメーカー・商社が新たなサプライヤーを募集します！受注機会の確保と新規取引先開拓にぜひご参加ください。最大8社と面談できます。

【事前予約制による個別面談方式・1社あたり25分、選考あり】

受注企業の「面談申込書・PRシート」を事前に発注企業へ渡し、面談企業を決めていただきます。
発注案件一覧はHPでご覧いただけます。面談申込書をダウンロードし、メールでお申込みください。

お問合せ先 公益財団法人大阪産業局 MOBIO事業部 取引支援チーム ☎ 06-6748-1144 【E-mail】mobio_torihiki@obda.or.jp



食の商談会2023

申込締切 10月6日(金)

日時：2023年10月27日(金) 10:00～18:00 場所：大阪産業創造館

複数のバイヤー企業が、食品の商材を合同募集する事前審査制の商談会。自社の商材に合った販路を持つ企業を見つけていただける絶好の機会です！

【事前予約制・1社1回 25分、事前審査あり】

バイヤー企業があらかじめ申込時の商材情報を審査し、商談の可否を決定します。当日の商談時間の指定はできません。
バイヤー企業の求める商材一覧・詳細はイベントページでご確認ください。



産業技術支援フェア in KANSAI 2023

参加無料

申込要

日時：2023年10月13日(金) 10:00～17:00 場所：大阪産業創造館・オンライン開催

12機関の研究内容を一堂に展示。各機関の一押しの技術を体験いただき、新たなビジネスのアイデアをお探しください。

【会場】	パネル展示(完全事前申込制) / カーボンニュートラル、ニューモビリティ、バイオエコノミー、健康・ウェルネス、ものづくり力向上
	講演会・ミニシンポジウム・ショートプレゼン (パネル展示への申込が参加条件となります)
【WEB】	ライブ配信(講演会・ミニシンポジウム・ショートプレゼン) eパネル展示 (10/13～10/22)



「中小企業お役立ち情報」のバックナンバーは、大阪産業局のホームページでご覧いただけます。



<< 情報提供者 >>

大阪厚生信用金庫 業務部

06-4708-6705